第２期高浜市子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

高　浜　市

**目　次**

[**第１章　事業計画の趣旨** 1](file:///\\src-fs1\共有フォルダ\Nagoya_Sghared\home2\182469_矢加部_高浜市子ども子育て支援事業計画\05_計画書\高浜市子ども・子育て支援事業計画（案）20200121.docx#_Toc30671331)

[１　計画策定の背景 1](#_Toc30671332)

[２　計画の位置づけ 2](#_Toc30671333)

[３　計画の期間 2](#_Toc30671334)

[４　計画の策定体制 3](#_Toc30671335)

[４－１　高浜市子ども・子育て会議による審議 3](#_Toc30671336)

[４－２　アンケート調査の実施 3](#_Toc30671337)

[４－３　パブリックコメントの実施 3](#_Toc30671338)

[**第２章　本市の子どもや子育て家庭をとりまく現況** 4](file:///\\src-fs1\共有フォルダ\Nagoya_Sghared\home2\182469_矢加部_高浜市子ども子育て支援事業計画\05_計画書\高浜市子ども・子育て支援事業計画（案）20200121.docx#_Toc30671339)

[１　子どもをとりまく環境 4](#_Toc30671340)

[１－１　人口の推移 4](#_Toc30671341)

[１－２　出生数・合計特殊出生率の推移 5](#_Toc30671342)

[１－３　世帯数の推移 6](#_Toc30671343)

[１－４　就業者数の推移 7](#_Toc30671344)

[１－５　産業種別就業者数の推移 7](#_Toc30671345)

[１－６　女性の就業状況 8](#_Toc30671346)

[２　子ども数の将来推計 9](#_Toc30671347)

[３　子育て家庭の実態や意識 12](#_Toc30671348)

[３－１　子育ての担い手について 13](#_Toc30671349)

[３－２　子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所 14](#_Toc30671350)

[３－３　保護者の就労状況について 15](#_Toc30671351)

[３－４　教育・保育の利用状況と利用意向 16](#_Toc30671352)

[３－５　小学校就学後の放課後の過ごし方について 18](#_Toc30671353)

[３－６　育児休業の取得状況 19](#_Toc30671354)

[３－７　子育てに関する情報の入手先について 21](#_Toc30671355)

[３－８　幼児教育・保育の無償化について 22](#_Toc30671356)

[４　前期計画の評価 23](#_Toc30671357)

[（１）教育・保育の量の見込みと確保の内容 23](#_Toc30671358)

[（２）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 26](#_Toc30671359)

[５　本市の子育て支援に関する課題 32](#_Toc30671360)

[（１）本市の特徴 32](#_Toc30671361)

[（２）本市の課題 32](#_Toc30671362)

[**第3章　事業計画の内容** 33](file:///\\src-fs1\共有フォルダ\Nagoya_Sghared\home2\182469_矢加部_高浜市子ども子育て支援事業計画\05_計画書\高浜市子ども・子育て支援事業計画（案）20200121.docx#_Toc30671363)

[１　教育・保育提供区域の設定 33](#_Toc30671364)

[２　量の見込みの設定 33](#_Toc30671365)

[３　教育・保育の見込みと提供体制 34](#_Toc30671366)

[（１）幼児期の教育・保育 34](#_Toc30671367)

[４　地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制 37](#_Toc30671368)

[（１）時間外保育事業 37](#_Toc30671369)

[（２）放課後児童健全育成事業 38](#_Toc30671370)

[（３）子育て短期支援事業（ショートステイ） 40](#_Toc30671371)

[（４）地域子育て支援拠点事業 40](#_Toc30671372)

[（５）一時預かり 42](#_Toc30671373)

[（６）病児・病後児保育 43](#_Toc30671374)

[（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 44](#_Toc30671375)

[（８）利用者支援 45](#_Toc30671376)

[（９）妊産婦に対する健康診査 46](#_Toc30671377)

[（10）乳児家庭全戸訪問事業 46](#_Toc30671378)

[（11）養育支援訪問事業 47](#_Toc30671379)

[（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業 48](#_Toc30671380)

[５　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 49](#_Toc30671381)

[６　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進について 49](#_Toc30671382)

[７　妊娠期からの切れ目のない支援体制の確立 50](#_Toc30671383)

[８　産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保 51](#_Toc30671384)

[９　子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援 51](#_Toc30671385)

[１０　職業生活と家庭生活との両立を図るための雇用環境整備 51](#_Toc30671386)

[**第４章　資料** 52](file:///\\src-fs1\共有フォルダ\Nagoya_Sghared\home2\182469_矢加部_高浜市子ども子育て支援事業計画\05_計画書\高浜市子ども・子育て支援事業計画（案）20200121.docx#_Toc30671387)

[１　高浜市子ども・子育て会議条例 52](#_Toc30671388)

# **第１章　事業計画の趣旨**

## １　計画策定の背景

近年、少子化が進む一方で、女性の社会進出が進んでいること等による家族のライフスタイルの多様化により、子育てをとりまく環境は時代により変化をしています。都市部では、保育所不足と母親の就労希望者の増加により待機児童の問題が深刻化しています。さらに、子育ての孤立感と負担感の増加や、多様化する保育ニーズへの対応など、保育行政は幅広い課題を抱えています。そこで国においては、子ども・子育てをめぐる様々な課題の解決のために平成２４年８月に子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連３法を成立させ、平成２７年４月よりそれらの法律に基づく新制度を実施しています。新制度においては実施主体である市町村が計画を策定し、実施することが定められており、５年ごとに見直しをすることとなっています。

本市においては、平成17年度に“たかはま子育ち・子育て応援計画（次世代育成支援対策地域行動計画）”を策定し、10年間に渡って子育て支援の充実を図るための施策を推進しており、待機児童の解消を図るためのこども園の設立や保育園の民営化、家庭的保育の実施、放課後児童クラブの充実などを実施してきました。さらに子育て支援施策の充実に向けた取り組みをこれまで以上に計画的・具体的に進めるため、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成２７年度からの５年を期間とした“高浜市子ども・子育て支援事業計画”を策定し、待機児童対策等の各種ニーズに対応するサービス拡充を進めてきました。

しかし、保育ニーズの増加等により、待機児童は依然として発生しており、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に柔軟に対応する子育て支援の充実が必要と認識しています。

今後、さらなる子育て支援事業の充実による子育て家庭への支援のため、２０２０年度（令和２年度）から２０２４年度（令和６年度）を目標年度とする子育て支援に係る事業計画を定めました。本計画に基づいた事業を計画的に進め、高浜市が子どもを安心して産み育てることができるまちとなることを目指します。

## ２　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第６１条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容及び子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容を定めた計画です。本計画は子ども・子育て支援法第７７条の規定に基づき設置する高浜市子ども・子育て会議の意見等を聴いて策定されるものであり、本会議において実施状況の調査審議し、必要に応じて見直しをしていきます。

また、上位計画である総合計画の実現を目指した子育て分野の具体的計画であるため、他の関連計画も含めて整合性を図りながら、施策を推進していきます。

## ３　計画の期間

本計画は、2020年度（令和２年度）から５年間を計画期間とし、2024年度（令和６年度）を目標年度として定めます。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中においても計画の見直しを行います。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 2020年度  R2年度 | 2021年度  R3年度 | 2022年度  R4年度 | 2023年度  R5年度 | 2024年度  R6年度 | 2025年度  R7年度 | 2026年度  R8年度 | 2027年度  R9年度 | 2028年度  R10年度 | 2029年度  R11年度 |
| **本計画の実施期間** |  |  |  | **見直し** | **次期計画の実施期間** |  |  |  |  |

## ４　計画の策定体制

### ４－１　高浜市子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたっては、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。

そのため、地域の関係団体や事業者、行政関係機関、保護者等の委員で構成する「高浜市子ども・子育て会議」を設置し、市の子育て支援における課題や方向性を検討し、地域の実情にあった子育て支援施策が展開できるよう議論を重ねました。

### ４－２　アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態等を調査し、その量的及び質的なニーズを把握するため、高浜市内に居住する就学前児童（０～５歳）のいる世帯に対してアンケート調査を実施しました。

### ４－３　パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんから意見をうかがうため、令和２年２月３日から２月１７日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

# **第２章　本市の子どもや子育て家庭をとりまく現況**

## １　子どもをとりまく環境

### １－１　人口の推移

本市の人口は増加し続けており、平成31年では48,863人となっています。年齢３区分人口の推移をみると、「年少人口（15歳未満）」「生産年齢人口（15～64歳）」「高齢者人口（65歳以上）」のいずれも増加傾向にあります。

図表 1　高浜市の人口の推移



資料：「国勢調査」（平成７年から平成27年は各年10月1日）

平成31年は住民基本台帳（４月１日）

### １－２　出生数・合計特殊出生率の推移

平成25年からの出生数の推移をみると、平成28年までは増減を繰り返しながら400人強で推移していたものの、平成29年では398人と400人を下回っています。合計特殊出生率をみると、平成26年までは全国や愛知県よりも高い水準で推移していたものの、平成27年以降は愛知県を下回っており、平成29年では全国や愛知県を下回っています。

図表 2　出生数・合計特殊出生率の推移



資料：「愛知県衛生年報」（各年10月1日）

### １－３　世帯数の推移

本市の世帯数は増加傾向を示しており、平成31年では20,279世帯となっています。また、世帯が増加する一方、世帯を構成する人員は減少傾向にあり、平成31年では2.41人となっており、平成26年と比較すると０．１６人の減少となっています。

図表 3　世帯数、平均世帯人員の推移



資料：「国勢調査」（平成７年から平成27年は各年10月1日）

平成31年は住民基本台帳（４月１日）

### １－４　就業者数の推移

本市の就業者数は増加傾向にあり、平成27年では23,664人となっています。就業者数に占める男女比は、平成27年では男性が59.8％、女性が40.2％となっており、平成12年以降女性の占める割合は増加傾向にあります。

図表 4　就業者数の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日）

### １－５　産業種別就業者数の推移

産業種別の就業者数の推移をみると、平成27年では第２次産業が11,833人で最も多く、次いで第３次産業が10,708人、第１次産業が239人となっています。

また、平成７年から平成27年までの推移でみると、第１次産業は減少傾向、第２次産業は横ばい傾向であるのに対し、第３次産業は増加傾向にあります。

図表 5　産業種別就業者数の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日）

### １－６　女性の就業状況

平成27年における本市の女性の年齢別の労働力率をみると、結婚や出産期に当たる年代である30歳から39歳程度までの労働力率の落ち込み（Ｍ字カーブ）を示していますが、平成17年に比べてＭ字カーブを示す谷の部分が緩やかになっており、徐々にＭ字カーブが改善されています。

また、女性の労働力率を全国や愛知県と比較すると、全国や県に比べて高くなっています。

図表 6　女性の年齢別労働力率の推移



図表 7　女性の年齢別労働力率比較（全国・愛知県）



資料：「国勢調査」（各年10月1日）

## ２　子ども数の将来推計

一般的に人口推計を行う際に用いられる推計手法である「＊コーホート要因法」を用いて人口推計を行いました。

本市の人口は平成26年から平成31年まで緩やかな増加傾向となっており、令和６年では52,097人まで増加すると見込まれています。５歳以下の人口は、平成28年から平成31年までは2,800人前後で推移しており、令和６年では2,882人まで増加すると見込まれています。

図表 8　総人口の将来推計



＊出生、死亡、移動等の人口変動要因に基づきコーホート毎に将来人口を推計する方法です。

図表 9　年齢３区分別人口構成の推移と推計



図表 10　子ども数の実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
| ０歳 | 443 | 449 | 433 | 453 | 416 | 466 |
| １歳 | 494 | 453 | 456 | 465 | 462 | 444 |
| ２歳 | 499 | 475 | 471 | 476 | 476 | 479 |
| ３歳 | 477 | 505 | 489 | 474 | 485 | 470 |
| ４歳 | 547 | 480 | 514 | 498 | 477 | 496 |
| ５歳 | 517 | 552 | 485 | 518 | 500 | 462 |
| ６歳 | 542 | 509 | 552 | 491 | 529 | 507 |
| ７歳 | 509 | 543 | 511 | 562 | 491 | 525 |
| ８歳 | 543 | 508 | 544 | 525 | 566 | 494 |
| ９歳 | 503 | 541 | 508 | 547 | 524 | 569 |
| 10歳 | 493 | 494 | 539 | 512 | 552 | 532 |
| 11歳 | 531 | 491 | 501 | 542 | 512 | 560 |
| 計 | 6,098 | 6,000 | 6,003 | 6,063 | 5,990 | 6,004 |

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

図表 11　計画期間内における子どもの数の将来推計

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
| ０歳 | 457 | 456 | 456 | 457 | 458 |
| １歳 | 485 | 475 | 474 | 474 | 475 |
| ２歳 | 450 | 491 | 481 | 480 | 480 |
| ３歳 | 481 | 452 | 494 | 484 | 483 |
| ４歳 | 475 | 486 | 457 | 499 | 489 |
| ５歳 | 494 | 473 | 484 | 455 | 497 |
| ６歳 | 465 | 497 | 476 | 487 | 458 |
| ７歳 | 507 | 465 | 497 | 476 | 487 |
| ８歳 | 526 | 508 | 466 | 498 | 477 |
| ９歳 | 494 | 526 | 508 | 466 | 498 |
| 10歳 | 570 | 495 | 527 | 509 | 467 |
| 11歳 | 533 | 571 | 496 | 528 | 510 |
| 計 | 5,937 | 5,895 | 5,816 | 5,813 | 5,779 |

図表 12　子どもの実績と将来推計



資料：実績値は住民基本台帳（各年４月１日現在）

## ３　子育て家庭の実態や意識

本計画を策定するにあたって、就学前児童（０～５歳）を持つ保護者に対して、子育てにかかわる実態、意識をうかがい、教育・保育等に対するニーズを把握することにより、高浜市の子育てに対するサービスの充実を図るためにアンケート調査を実施しました。

　その結果の一部を抜粋して掲載いたします。なお、掲載したグラフ内の比率については、小数点第２位を四捨五入して算出しているため、合計が100％にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問につきましては、比率の合計が100％を超えます。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 子育てに関するアンケート調査　実施概要 |
| （１）調査対象 | 高浜市に在住する就学前児童（０歳～５歳）の保護者 |
| （２）対象者数 | 2,533人 |
| （３）回収数・回収率 | 1,570サンプル（62.0％） |
| （４）調査時期 | 平成31年1月～２月 |

### ３－１　子育ての担い手について

子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」が前回調査の62.6％から67.6％、「保育園」が20.4％から27.8％へ増加しています。

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が54.8％と、前回調査（55.2％）と同様に約５割を占めています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が25.3％、前回調査（26.1％）となっており、特に大きな変化は見られません。

一方で、子育てを手助けする親族や知人がいない人も約１割程度みられます。

このような周りに助けてくれる人がいない子育て世帯が地域の中で孤立することのないよう、つながりのある地域社会を構築していく必要があります。

図表 13　子育てや教育に日常的に関わっている人

図表 14　日頃、お子さんの面倒をみてもらえる親族・知人はいますか



### ３－２　子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所

子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所が、「いる（ある）」人は85.2％となっており、前回調査（79.6％）より、5.6ポイント増加しています。

相談者については、前回調査と同様に「祖父母等の家族」「友人知人」が上位２項目としてあげられており、多くの人が身近な人に相談をしていることがうかがえます。

子育てに関する悩みは人それぞれであり、相談することで解決することもあります。子育ての悩みが深刻な状態にならないためにも、身近な場所で気軽に相談できるような機会や場をつくっていく必要があります。

図表 15　子育てや教育をする上で、気軽に相談できる人や場所の有無



図表 16　子育てや教育に関して、気軽に相談できる人や場所



### ３－３　保護者の就労状況について

母親の現在の就労状況については、就労している母親は60.3％と前回調査（50.5％）に比べて9.8ポイント増加しています。特にフルタイムで就労している人が9.3ポイントと増加しており、女性の社会進出が進んだことにより、フルタイムで就労している人が増えていることがうかがえます。

父親の現在の就労状況については、就労している父親は92.9％と前回調査（90.9％）に比べて2.0ポイント増加しています。

図表 17　保護者の就労状況

### ３－４　教育・保育の利用状況と利用意向

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況ついては、「利用している」人が62.0％と前回調査（59.1％）に比べて2.9ポイント増加しています。

今後も就労する母親が増加することを考えると、保育ニーズはますます高まっていくことが予測されます。

定期的に利用している教育・保育事業については、「幼稚園」が前回調査の35.6％から30.2％、「認定こども園」が17.1％から12.6％へ減少している一方で、「認可保育園」が37.7％から47.6％へと大幅に増加しており、幼稚園や認定こども園の減少分が認可保育園に移行していることがうかがえます。

図表 18　幼稚園や保育所の利用状況

図表 19　平日に利用している保育サービス



※前回調査になかった選択肢

定期的な教育・保育の利用希望については、「幼稚園」が前回調査の36.9％から33.8％へやや減少している一方で、その他の事業所は増加傾向にあり、特に「認可保育園」は43.3％から51.5％へ、「認定こども園」は30.1％から36.6％へ増加しています。

図表 20　今後利用したい保育サービス



### ３－５　小学校就学後の放課後の過ごし方について

小学校低学年の希望する放課後の過ごし方をみると、「自宅」（49.9％）、「習い事」（41.1％）、「放課後児童クラブ」（33.1％）が上位３項目となっており、前回調査と比べて順位に変化は見られません。また、前回調査に比べて、「児童センター」「放課後児童クラブ」などは増加しています。

小学校高学年の希望する放課後の過ごし方をみると、「自宅」（60.8％）、「習い事」（54.5％）が上位２項目となっており、前回調査と比べて順位に変化は見られません。また、前回調査に比べて、「児童センター」は4.0ポイント増加しているのに対し、「祖父母宅や友人・知人宅」は5.1ポイント減少しています。

図表 21　放課後時間の希望する過ごし方

【小学校低学年のうち】　　　　　　　　　　　　　　【小学校高学年になったら】



### ３－６　育児休業の取得状況

育児休業の取得状況をみると、「取得した（取得中である）」人は母親では38.8％となっており、前回調査（29.2％）に比べて大きく増加しています、父親では3.4％となっており、前回調査（1.5％）に比べて増加したものの依然として低い水準にあります。

育児休業を取得していない理由としては、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が45.0％と最も多く、父親では「仕事が忙しかった」（31.7％）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（29.7％）、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」（28.6％）、「収入源となり、経済的に苦しくなる」（25.9％）などが上位項目としてあげられています。

育児を支えるためには保育サービスだけでなく、企業における理解や配慮も不可欠なことから、今後は利用しやすい育児休業制度の普及・定着を企業に働きかけるなど、仕事と育児が両立できるための支援が必要となります。

図表 22　育児休業の取得状況

図表 23　育児休業を取得していない理由

【母親】 【父親】

### ３－７　子育てに関する情報の入手先について

子育てに関する情報の入手先については、「友人」が71.8％と最も多く、次いで「親や兄弟などの親族」が59.3％となっており上位２項目に変化は見られません。これに続くのが「インターネット（子育て支援ネットワーク・市ホームページなど）」が56.6％と前回調査（38.9％）に比べて17.7ポイント増加しており、近年のインターネットの急速な普及が要因としてあげられます。その他では「配偶者、パートナー」が44.1％、「保育園・幼稚園・認定こども園」が43.9％となっており、前回調査と比べて、上位項目に変化はみられません。

子育てに必要な情報をいつでも手軽に手に入れられる一方で、情報過多により、情報の信頼性や安全性などの課題もあることから、今後は子育てに関する正しい情報の提供に努める必要があります。

図表 24　子育てに関する情報の入手先について

### ３－８　幼児教育・保育の無償化について

無償化によって、幼児教育・保育の利用の変化については、「変更はしない」が68.8％と最も多く、次いで「変更する予定はないが、可能であれば変更したい」（20.8％）、「変更する予定がある」（4.8％）の順となっています。

また、無償化による影響については、「子育て家庭の経済的負担軽減につながる」が70.2％と最も多く、次いで「保育所を希望する人がさらに増え、待機児童が増える」が48.7％、「子育てしやすい環境づくりとなり少子化対策につながる」が35.6％となっています。

図表 25　幼児教育・保育の無償化による変更について



図表 26　幼児教育・保育の無償化による影響や効果について



## ４　前期計画の評価

本市は、平成27年度から「高浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援サービスの充実を図るための取組を行ってきました。第1期子ども・子育て支援事業計画で設定した「量の見込みと確保の内容」について、進捗状況を検証・評価しました。

### （１）教育・保育の量の見込みと確保の内容

**【事業内容】**

本市では、日中定期的に子どもを預かる事業として、保育園、認定こども園、家庭的保育等の地域型保育事業を設置しています。保護者の方が、就労状況やニーズに応じて利用する施設を選択します。

図表 27　教育・保育量の推移

**【量の見込み】**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位：人／日） | | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 見込み値 | ０歳 | 1. 保育園等の利用[３号認定] | 62 | 59 | 58 | 57 | 55 |
| 1・2歳 | ②　保育園等の利用[３号認定] | 364 | 342 | 330 | 320 | 313 |
| ３歳以上 | ③　幼稚園等の利用[１号認定] | 693 | 679 | 674 | 654 | 620 |
| ④　幼稚園等の利用[２号認定]  （保育の必要性あり） | 34 | 33 | 33 | 32 | 30 |
| ⑤　保育園等の利用[２号認定] | 718 | 704 | 698 | 678 | 642 |
| ①+②+⑤ | | 1,144 | 1,105 | 1,086 | 1,055 | 1,010 |
| ③+④ | | 727 | 712 | 707 | 686 | 650 |
| 合計（Ａ） | | 1,871 | 1,817 | 1,793 | 1,741 | 1,660 |
| 実績値 | ０歳 | ①　保育園等の利用[３号認定] | 41 | 39 | 39 | 50 | 45 |
| 1・2歳 | ②　保育園等の利用[３号認定] | 366 | 372 | 385 | 386 | 389 |
| ３歳以上 | ③　幼稚園等の利用[１号認定] | 692 | 625 | 637 | 599 | 620 |
| ④　幼稚園等の利用[２号認定]  （保育の必要性あり） | - | - | - | - | - |
| ⑤　保育園等の利用[２号認定] | 755 | 774 | 769 | 785 | 744 |
| ①+②+⑤ | | 1,162 | 1,185 | 1,193 | 1,221 | 1,178 |
| ③+④ | | 692 | 625 | 637 | 599 | 620 |
| 合計（Ｂ） | | 1,854 | 1,810 | 1,830 | 1,820 | 1,798 |
| Ｂ－Ａ | | | ▲17 | ▲7 | 37 | 79 | 138 |

・１号：子どもが満３歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合

・２号：子どもが満３歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望する場合

・３号：子どもが満３歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望する場合

**【提供体制】**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位：人／日） | | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 目標値 | ０歳 | ①　保育園等の利用[３号認定] | 64 | 64 | 64 | 64 | 73 |
| 1・2歳 | ②　保育園等の利用[３号認定] | 319 | 319 | 319 | 319 | 324 |
| ３歳以上 | ③　幼稚園等の利用[１号認定] | 961 | 961 | 961 | 961 | 821 |
| ④　幼稚園等の利用[２号認定]  （保育の必要性あり） | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 |
| ⑤　保育園等の利用[２号認定] | 742 | 762 | 782 | 782 | 772 |
| ①+②+⑤ | | 1,125 | 1,145 | 1,165 | 1,165 | 1,169 |
| ③+④ | | 995 | 995 | 995 | 995 | 855 |
| 合計（Ａ） | | 2,120 | 2,140 | 2,160 | 2,160 | 2,024 |
| 実績値 | ０歳 | 1. 保育園等の利用[３号認定] | 64 | 64 | 64 | 64 | 73 |
| 1・2歳 | 1. 保育園等の利用[３号認定] | 357 | 357 | 357 | 371 | 366 |
| ３歳以上 | 1. 幼稚園等の利用[１号認定] | 986 | 983 | 983 | 964 | 759 |
| 1. 幼稚園等の利用[２号認定]   （保育の必要性あり） | - | - | - | - | - |
| ⑤　保育園等の利用[２号認定] | 802 | 812 | 832 | 836 | 822 |
| ①+②+⑤ | | 1,223 | 1,233 | 1,253 | 1,271 | 1,261 |
| ③+④ | | 986 | 983 | 983 | 964 | 759 |
| 合計（Ｂ） | | 2,209 | 2,216 | 2,236 | 2,235 | 2,020 |
| Ｂ－Ａ | | | 89 | 76 | 76 | 75 | ▲4 |

**【待機児童の推移】**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位：人） | | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 実績値 | ０歳 | 1. 保育園等の利用[３号認定] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1・2歳 | 1. 保育園等の利用[３号認定] | 0 | 4 | 17 | 19 | 11 |
| ３歳以上 | 1. 幼稚園等の利用[１号認定] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1. 幼稚園等の利用[２号認定]   （保育の必要性あり） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1. 保育園等の利用[２号認定] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ①+②+⑤ | | 0 | 4 | 17 | 19 | 11 |
| ③+④ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計（Ａ） | | 0 | 4 | 17 | 19 | 11 |

（各年4月1日現在）

**【検証・評価】**

アンケート調査により算出した保育・教育の「量の見込み」の見込み値に対し平成２９年度より実績値の方が多くなっています。人口推計では微減傾向であったが実績としては横ばい傾向であったことと、３歳未満児の保育ニーズの増加に起因するものと考えられます。「提供体制」の目標値は各施設の認可定員に合わせたものでありますが、実績値においては定員の弾力化を継続に図るとともに、高取保育園、高取幼稚園の民営化による認定こども園開設に伴い３歳未満児の受入れ定員の拡充を実施しましたが、１・２歳児で待機児童が発生しました。

令和元年６月より吉浜幼稚園の空き教室を利用して公立の小規模保育所を開設して１・２歳児を１５人受入る体制を整備しました。また、高浜幼稚園の民営化による認定こども園開設を令和２年４月を目途に整備を進めています。

今後も、保育ニーズの推移を見極めながら、継続して整備を進める必要があります。

### （２）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

①　時間外保育事業

**【事業内容】**

本市では、保護者の方の就労状況にあわせて、通常の保育時間を延長して子どもを預かる時間外保育事業（延長保育）を行っています。令和元年度現在、午後７時まで開園している園が９園ある状況です。

図表 28　時間外保育事業の推移

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 目標値（Ａ） | 人／日 | 105 | 101 | 99 | 97 | 93 |
| 実施個所数 | 8 | 8 | 8 | 8 | 9 |
| 実績値（Ｂ） | 人／日 | 122 | 93 | 93 | 96 | 123 |
| 実施個所数 | 8 | 8 | 8 | 8 | 9 |
| Ｂ－Ａ | 人／日 | 17 | ▲8 | ▲6 | ▲1 | 30 |
| 実施個所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

令和元年度実績は見込値

②　放課後児童健全育成事業

**【事業内容】**

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）は、昼間保護者のいない小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的として実施しているものです。

図表 29　放課後児童健全育成事業の推移

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） |  | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 目標値（Ａ） | 放課後健全育成事業 | 人／日 | 284 | 284 | 304 | 304 | 304 |
| クラブ数 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 放課後居場所事業 | 人／日 | 171 | 173 | 176 | 174 | 179 |
| 実績値（Ｂ） | 放課後健全育成事業 | 人／日 | 181 | 184 | 188 | 187 | 188 |
| クラブ数 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 放課後居場所事業 | 人／日 | 117 | 137 | 159 | 115 | 109 |
| Ｂ－Ａ | 放課後健全育成事業 | 人／日 | ▲103 | ▲100 | ▲116 | ▲97 | ▲116 |
| クラブ数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 放課後居場所事業 | 人／日 | ▲54 | ▲36 | ▲17 | ▲59 | ▲70 |

令和元年度実績は見込値

③　子育て短期支援事業（ショートステイ）

**【事業内容】**

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に限り、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。本市では、本事業は実施していません。

図表 30　子育て短期支援事業（ショートステイ）の推移

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 目標値（Ａ） | 回／年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 個所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実績値（Ｂ） | 回／年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 個所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Ｂ－Ａ | 回／年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 個所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

令和元年度実績は見込値

④　地域子育て支援拠点事業

**【事業内容】**

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施するものです。本市では「子育て支援センター」と「いちごプラザ」があり、市内５か所で実施しています。

図表 31　地域子育て支援拠点事業の推移

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 目標値（Ａ） | 回／月 | 3,165 | 3,165 | 3,165 | 3,165 | 3,165 |
| 個所数 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 実績値（Ｂ） | 回／月 | 2,573 | 2,662 | 2,915 | 2,826 | 2,745 |
| 個所数 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| Ｂ－Ａ | 回／年 | ▲592 | ▲503 | ▲250 | ▲339 | ▲420 |
| 個所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

令和元年度実績は見込値

⑤　一時預かり

**【事業内容】**

幼稚園の一時預かりは“預かり保育”と呼ばれ、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業です。

保育園の一時預かりは、保護者の不定期の就労や冠婚葬祭等の私的理由により、一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業です。

図表 32　一時預かり事業の推移

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 目標値（Ａ） | 幼稚園の預かり保育 | 回／年 | 14,139 | 13,858 | 13,739 | 13,339 | 12,639 |
| 個所数 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 上記以外の不定期利用 | 回／年 | 3,302 | 3,181 | 3,116 | 3,025 | 2,904 |
| 個所数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 実績値（Ｂ） | 幼稚園の預かり保育 | 回／年 | 7,354 | 7,814 | 6,385 | 7,638 | 6,800 |
| 個所数 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 上記以外の不定期利用 | 回／年 | 2,837 | 2,008 | 2,195 | 1,794 | 1,849 |
| 個所数 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| Ｂ‐Ａ | 幼稚園の預かり保育 | 回／年 | ▲6,785 | ▲6,044 | ▲7,354 | ▲5,701 | ▲5,839 |
| 個所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上記以外の不定期利用 | 回／年 | ▲465 | ▲1,173 | ▲921 | ▲1,231 | ▲1,055 |
| 個所数 | 0 | ▲1 | ▲1 | ▲1 | ▲1 |

令和元年度実績は見込値

⑥　病児・病後児保育

**【事業内容】**

病児保育とは、保育園等に通っている子どもが病気にかかり、集団保育が困難となった場合、医療機関との連携が整った場所で子どもを預かる事業です。本市では、本事業は実施していません。病後児保育は、病気の回復期であるが通園が困難であり、親の就労等により家庭での保育が困難な子どもを預かる事業です。本市では、いきいき広場で実施しています。

図表 33　病児・病後児保育事業の推移

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 目標値（Ａ）　（病児）  （病後児） | 回／年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 個所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回／年 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 個所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実績値（Ｂ）　（病児）  （病後児） | 回／年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 個所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回／年 | 5 | 3 | 6 | 1 | 2 |
| 個所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| Ｂ－Ａ　　 　（病児）  （病後児） | 回／年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 個所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 回／年 | ▲5 | ▲7 | ▲4 | ▲9 | ▲8 |
| 個所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

令和元年度実績は見込値

⑦　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

**【事業内容】**

子育て援助活動支援事業は、ファミリー・サポート・センターとも呼ばれ、乳幼児や小学生等の子どもをもつ保護者を会員として、子どもの預かり等を希望する依頼会員と、援助・支援をする協力会員が、それぞれで相互援助活動を行う事業です。本市では、本事業は実施していません。類似事業に社会福祉法人高浜市社会福祉協議会が実施するふれあいサービスがあります。

図表 34　社会福祉法人高浜市社会福祉協議会が実施するふれあいサービスの実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 目標値（Ａ） | 回／週 | 29 | 30 | 30 | 29 | 29 |
| 実績値（Ｂ） | 回／週 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| Ｂ－Ａ | 回／週 | ▲27 | ▲28 | ▲28 | ▲28 | ▲27 |

令和元年度実績は見込値

⑧　利用者支援

**【事業内容】**

子どもや保護者、妊娠中の方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするため、身近な場所で情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を支援する事業です。

図表 35　利用者支援事業の推移

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 目標値（Ａ） | 個所数 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 実績値（Ｂ） | 個所数 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| Ｂ－Ａ | 個所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑨　妊婦に対する健康診査

**【事業内容】**

妊娠した際、助産所や医療機関で妊婦健康診査を受診することを推奨する事業です。妊婦健康診査の受診を促すため、受診した際の費用の一部助成を行っています。

図表 36　妊婦に対する健康診査の推移

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 目標値（Ａ） | 人 | 432 | 417 | 407 | 397 | 388 |
| 実績値（Ｂ） | 人 | 444 | 470 | 433 | 441 | 439 |
| Ｂ－Ａ | 人 | 12 | 53 | 26 | 44 | 51 |

令和元年度実績は見込値

⑩　乳児家庭全戸訪問事業

**【事業内容】**

生後４か月未満の赤ちゃんのいるすべての家庭を対象に、保健師等が訪問し、赤ちゃんの計測や育児相談、保健指導、受診勧奨を行っています。

図表 37　乳児家庭全戸訪問事業の推移

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 目標値（Ａ） | 人 | 432 | 417 | 407 | 397 | 388 |
| 実績値（Ｂ） | 人 | 433 | 452 | 432 | 445 | 438 |
| Ｂ－Ａ | 人 | 1 | 35 | 25 | 48 | 50 |

令和元年度実績は見込値

⑪　養育訪問支援事業

**【事業内容】**

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師等が訪問し、養育に関する指導や助言を行う事業です。

図表 38　養育訪問支援事業の推移

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 目標値（Ａ） | 人 | 367 | 354 | 345 | 337 | 329 |
| 実績値（Ｂ） | 人 | 388 | 531 | 527 | 698 | 576 |
| Ｂ－Ａ | 人 | 21 | 177 | 182 | 361 | 247 |

令和元年度実績は見込値

【検証・評価】

地域子育て支援拠点事業及び一時預かりについては、アンケート調査により算出した「量の見込み」の見込み値に対し実績値が大幅に減少していますが、利用希望においては十分な確保が維持できています。時間外保育事業、放課後児童健全育成事業及び利用者支援は計画期間中に提供体制を拡充しました。地域子ども・子育て支援事業については、計画期間中の利用希望に対応する提供体制の確保が概ねできました。

今後も、ニーズの推移を見極めながら、利用者支援体制を継続していきます。

## ５　本市の子育て支援に関する課題

### （１）本市の特徴

本市の子どもや子育て家庭をとりまく現況を鑑みますと、次の点が特徴として挙げられます。

**女性就労者数の増加**

就業者数の増加に加えて女性割合も増加していることから、女性の社会進出が進んでいる状況が伺えます。

**女性の年齢別労働力率の上昇**

結婚・出産・育児期の労働力率の上昇が見られます。結婚・出産・育児期において就労する女性が増加していることが分かります。

**子ども数は横ばい**

過去のデータを見ると0歳から11歳の子ども数は、平成26年から6,000人前後の横ばいであるが、将来推計は微減傾向となる見込みです。

### （２）本市の課題

以上のことから本市の子育て支援に関する課題については次のことが考えられます。

本市における女性の社会進出は進んでおり、今後、子育て支援に対するニーズの増加も想定されることから、必要に応じた子育て支援の展開が必要となります。

しかしながら、将来的には子ども数は減少する見込みであることから、短期的な視点でみると、増加するニーズにどのように対応をしていくのかが課題となります。

長期的な視点で見ると、新たな施設等を安易に設置することは、将来的にコスト面で運営を圧迫することが予想されるため、慎重に検討することが求められます。

従って、本市においては、増加も想定される保育ニーズに対応しつつ、将来的な規模縮小も見据えた対応を求められるため、柔軟性のある子育て支援の展開が必要となります。

# **第3章　事業計画の内容**

## １　教育・保育提供区域の設定

本市は、東西4.2km、南北5.5km、面積13.11平方kmの狭い市域となっており、保育施設・教育施設はほぼ均等に整備されている状況にあります。

「子ども・子育て支援法」では、保育・教育事業の提供体制を区域で考えていく定めがありますが、本市においては市全域を１区域として設定し、保育・教育事業の拡充を進めます。

## ２　量の見込みの設定

本計画は、平成30年度に市内の５歳以下の子どもをもつ保護者を対象に実施したアンケート調査を分析することにより算出した各種保育・教育事業のニーズを“量の見込み”として定め、各事業の供給体制の確保を図ることを主の目的としています。

“量の見込み”は、以下のような考え方で集計・算出しています。図表内の網掛け部分が、アンケート調査の結果を分析して導き出す項目です。

図表 39　量の見込み算出の基本手順概要

各年家庭類型別人口の算出

サービス別利用希望率

量の見込み

家庭類型構成比

各年推計児童人口

## ３　教育・保育の見込みと提供体制

### （１）幼児期の教育・保育

＜事業内容＞

本市では、日中定期的に子どもを預かる事業として、保育園、幼稚園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育所を設置しています。それぞれの特色は、以下に示すとおりです。保護者の方が、就労状況やニーズに応じて利用する施設を選択します。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 内　　容 |
| 保育園 | 就労等、保護者の事情により保育が十分にできない０～５歳児を対象とし、家庭にかわって保育を行う施設 |
| 幼稚園 | すべての３歳～５歳児を対象とし、学校教育を行う施設 |
| 認定こども園 | 保育園・幼稚園の機能を併せ持つ施設 |
| 地域型保育施設 | 就労等、保護者の事情により保育が十分にできない０～２歳児を対象とし、家庭にかわって保育を行う施設（家庭的保育、小規模保育所） |

＜利用状況＞

図表 40　市内保育園、認定こども園、地域型保育事業（２号認定・３号認定）の利用状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| ０歳 | 人 | 41 | 38 | 33 | 45 | 41 |
| １歳 | 人 | 147 | 148 | 149 | 159 | 157 |
| ２歳 | 人 | 200 | 199 | 207 | 200 | 206 |
| ３歳 | 人 | 239 | 258 | 237 | 248 | 231 |
| ４歳 | 人 | 240 | 261 | 263 | 252 | 261 |
| ５歳 | 人 | 273 | 253 | 269 | 278 | 247 |
| 計 | 人 | 1,140 | 1,157 | 1,158 | 1,182 | 1,143 |
| 保育所 | 箇所 | 9 | 9 | 9 | 9 | 8 |
| 認定こども園 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 地域型保育施設 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 定員数 | 人 | 1,125 | 1,145 | 1,165 | 1,165 | 1,169 |

（各年４月１日現在）

図表 41　市内幼稚園（１号認定）の利用状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| ３歳 | 人 | 215 | 198 | 213 | 190 | 204 |
| ４歳 | 人 | 211 | 220 | 208 | 202 | 210 |
| ５歳 | 人 | 266 | 207 | 216 | 207 | 206 |
| 計 | 人 | 692 | 625 | 637 | 599 | 620 |
| 幼稚園（公立） | 箇所 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| 認定こども園 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 幼稚園（私立） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 定員数 | 人 | 1,125 | 1,145 | 1,165 | 1,165 | 1,169 |

（各年４月１日現在）

＜量の見込みと提供体制の確保の内容＞

図表 42　１号認定（３～５歳　保育の必要性なし）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | **（単位）** | **見込み** | | | | |
| **令和**  **２年度** | **３年度** | **４年度** | **５年度** | **６年度** |
| (1)量の見込み | | 人 | 522 | 508 | 516 | 517 | 525 |
| (2)提供体制 | 幼稚園 | 人 | 255 | 255 | 255 | 255 | 255 |
| 認定こども園 | 人 | 165 | 165 | 165 | 165 | 165 |
| 幼稚園  （施設型給付を受けない施設） | 人 | 105 | 105 | 105 | 105 | 105 |
| (2)－(1) | | 人 | 3 | 17 | 9 | 8 | 0 |

図表 43　２号認定【教育希望】（３～５歳　保育の必要性あり）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | **（単位）** | **見込み** | | | | |
| **令和**  **２年度** | **３年度** | **４年度** | **５年度** | **６年度** |
| (1)量の見込み | | 人 | 87 | 85 | 86 | 87 | 89 |
| (2)提供体制 | 幼稚園 | 人 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| 幼稚園  （施設型給付を受けない施設） | 人 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| (2)－(1) | | 人 | ３ | 5 | 4 | 3 | 1 |

図表 44　２号認定【保育希望】（３～５歳　保育の必要性あり）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | **（単位）** | **見込み** | | | | |
| **令和**  **２年度** | **３年度** | **４年度** | **５年度** | **６年度** |
| (1)量の見込み | | 人 | 782 | 761 | 774 | 776 | 792 |
| (2)提供体制 | 保育園 | 人 | 637 | 637 | 637 | 637 | 637 |
| 認定こども園 | 人 | 245 | 245 | 245 | 245 | 245 |
| (2)－(1) | | 人 | 100 | 121 | 108 | 106 | 90 |

図表 45　３号認定（０歳　保育の必要性あり）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | **（単位）** | **見込み** | | | | |
| **令和**  **２年度** | **３年度** | **４年度** | **５年度** | **６年度** |
| (1)量の見込み | | 人 | 62 | 62 | 62 | 62 | 63 |
| (2)提供体制 | 保育園 | 人 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| 認定こども園 | 人 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 地域型保育施設 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2)－(1) | | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |

図表 46　３号認定（１歳・２歳　保育の必要性あり）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | **（単位）** | **見込み** | | | | |
| **令和**  **２年度** | **３年度** | **４年度** | **５年度** | **６年度** |
| (1)量の見込み | | 人 | 377 | 382 | 379 | 379 | 379 |
| (2)提供体制 | 保育園 | 人 | 239 | 239 | 239 | 239 | 239 |
| 認定こども園 | 人 | 98 | 98 | 98 | 98 | 98 |
| 地域型保育施設 | 人 | 40 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| (2)－(1) | | 人 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 |

* 提供体制、確保策の考え方

計画期間内では現状の提供体制の状態では３号認定において待機児童が発生する見込みがありますので、本市の課題で触れたように長期的な視野も踏まえると柔軟な対応が可能な方法により受け入れ枠の拡充を図ることが望ましいといえることから、状況を鑑みて、本市において実績のある家庭的保育等の地域型保育事業による受け入れ枠の拡充をしていくものとする。

## ４　地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制

### （１）時間外保育事業

＜事業内容＞

本市では、保護者の方の就労状況にあわせて、保育標準時間（１１時間）を延長して子どもを預かる延長保育事業を行っています。令和元年度現在、実施している園が９園ある状況です。

＜利用状況＞

図表 47　時間外保育事業（18時以降）の利用状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 時間外保育事業 | 人/日 | 122 | 93 | 93 | 96 | 123 |
| 実施保育園 | 箇所数 | 8 | 8 | 8 | 8 | 9 |

令和元年度実績は見込値

＜量の見込み＞

図表 48　計画期間内の量の見込み

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 時間外保育事業 | 人/日 | 121 | 121 | 121 | 121 | 123 |

* **提供体制、確保策の考え方**

令和元年度時点で開園している保育園10園（認定こども園保育園機能分含む。）のうち、午後７時まで開園している園は９園であり、令和2年度より公立の高浜幼稚園のこども園化及び民営化により幼保連携型認定こども園が開園する予定であるため、図表３６の計画期間内の量の見込みの数値を確保する方策となっています。

＜提供体制の確保内容＞

図表 49　計画期間内の目標事業量

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 時間外保育事業 | 人/日 | 121 | 121 | 121 | 121 | 123 |
| 実施保育園 | 箇所数 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |

### （２）放課後児童健全育成事業

＜事業内容＞

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）は、昼間保護者のいない小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的として実施しているものです。

＜利用状況＞

児童クラブは市全域で需要への対応をする保育園と違い、児童自身が移動して利用することから各小学校区における需要への対応となります。図表５０の利用状況によると、全体では待機児童が一定規模数いますが、各小学校区単位で見ると分散した状況となり、夏季休暇を過ぎると大部分が解消される現状です。

図表 50　放課後児童健全育成事業の利用状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 放課後児童  健全育成事業 | 登録人数 | 289 | 297 | 298 | 304 | 308 |
| 待機児童人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| クラブ数 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |

（各年５月１日現在）

＜量の見込み＞

図表 51　計画期間内の量の見込み（単純推計）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 放課後児童  健全育成事業 | 人/日  （上段：低学年・下段：高学年） | 337 | 330 | 324 | 328 | 320 |
| 145 | 145 | 139 | 137 | 134 |

本市においては高学年の申し込みは少なく、また、高学年になると子ども自身が望む居場所を求める気持ちが強くなってきます。児童クラブは高学年までが対象ですが、単に預かるのではなく、子どもの成長には自主性、社会性の醸成が肝心であり、その推進を図る仕組みが重要です。よって児童クラブだけでなく、子どもの成長に合わせて子ども自身が自由に利用できる居場所の確保が必要となります。

以上のことから図表５１の計画期間内の量の見込み（単純推計）を「放課後児童健全育成事業」と「その他の居場所事業」に区分し、低学年は95%、高学年は5%が放課後児童健全育成事業としての対応が必要と考え、逆に、低学年の5%、高学年の95%はその他の居場所事業の利用と見込みます。

＜提供体制の確保内容＞

図表 52　計画期間内の量の見込み（その他の居場所事業の見込み勘案後）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 低学年 | 人/日  （上段：放課後児童健全育成事業・下段：その他の居場所事業） | 289 | 289 | 289 | 289 | 289 |
| 48 | 41 | 35 | 39 | 31 |
| 高学年 | 人/日  （上段：放課後児童健全育成事業・下段：その他の居場所事業） | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 130 | 130 | 124 | 122 | 119 |

* **提供体制、確保策の考え方**

現在、各小学校運動場で実施している放課後居場所事業はまさしく子どもの自主性、社会性の醸成を目的として実施しているものですので、この事業と児童クラブを活用して、子どもの成長や保護者の就労状況に応じて子どもの居場所が選択できる仕組みを構築して実施しています。自由な利用ができる放課後居場所事業が、保護者が就労等している児童にとっての居場所となるには年中、実施されることが必要となりますので、課題となります長期休暇や雨天時等により放課後居場所事業が中止となる場合の対応ですが、長期休暇や雨天時等には運動場とは別の居場所を確保することが必要となりますので、児童センター等の地域の施設を活用した対応をしています。

以上により、年間を通じた居場所を確保することで、預かりと自由な居場所の選択ができる環境を構築していますが、子どもたちの居場所をさらに充実していくために、子どもにとって安心できて利用しやすい環境づくりを進めていきます。

具体的には次のとおりです。

　〇高浜小学校区には児童クラブは中央保育園の３階にある中央児童センター内で運営する中央児童クラブの１か所であり、小学校から離れた場所に位置しているが、令和２年度に高浜小学校の敷地内に児童センターが建設されそちらに移転することから、子どもたちの利便性が次のとおり高まることとなります。

　　・児童クラブが小学校の敷地内に設置されることとなるため、子どもたちの移動が容易となります。

　　・児童クラブと放課後居場所事業が同じ敷地内で実施されることとなるため、一体的な運用となり、より多くの交流を図れるようになります。

＜提供体制の確保内容＞

図表 53　計画期間内の目標事業量

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 放課後児童健全育成事業 | 人/日 | 304 | 304 | 304 | 304 | 304 |
| クラブ数 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 放課後居場所事業 | 人/日 | 178 | 171 | 159 | 161 | 150 |

### （３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

＜事業内容＞

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に限り、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。本市では、本事業は実施していません。

＜利用状況＞

図表 54　子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 子育て短期支援事業 | 回/年 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |

令和元年度実績は見込値

＜量の見込み＞

図表 55　計画期間内の量の見込み

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 子育て短期支援事業 | 回/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

* **提供体制、確保策の考え方**

見込みにおいても0回/年のため、計画期間内では実施しません。

＜提供体制の確保内容＞

図表 56　計画期間内の目標事業量

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 子育て短期支援事業 | 回/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 箇所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

### （４）地域子育て支援拠点事業

＜事業内容＞

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施するものです。本市では「子育て支援センター」と「いちごプラザ」があり、市内５か所で実施しています。

＜利用状況＞

図表 57　地域子育て支援拠点事業の利用状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 回/月 | 2,573 | 2,662 | 2,915 | 2,829 | 2,745 |
| 箇所数 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 |

令和元年度実績は見込値

＜量の見込み＞

図表 58　計画期間内の量の見込み

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 回/月 | 4,463 | 4,559 | 4,524 | 4,524 | 4,530 |

* **提供体制、確保策の考え方**

現在、実施している地域子育て支援拠点事業において、図表５８計画期間内の量の見込みへの対応ができることから引き続き、現行の体制で事業を実施していきます。

＜提供体制の確保内容＞

図表 59　計画期間内の目標事業量

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 回/月 | 4,463 | 4,559 | 4,524 | 4,524 | 4,530 |
| 箇所数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

### （５）一時預かり

＜事業内容＞

幼稚園の一時預かりは“預かり保育”と呼ばれ、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業です。

保育園の一時預かりは、保護者の不定期の就労や冠婚葬祭等の私的理由により、一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業です。

＜利用状況＞

図表 60　一時預かりの利用状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 幼稚園の預かり保育 | 回/年 | 7,354 | 7,814 | 6,385 | 7.638 | 6,800 |
| 箇所数 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 上記以外の不定期利用  （私的利用の一時預かり） | 回/年 | 2,837 | 2,008 | 2,195 | 1,794 | 1,849 |
| 箇所数 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 |

令和元年度実績は見込値

＜量の見込み＞

図表 61　計画期間内の量の見込み

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 幼稚園の預かり保育 | 回/年 | 6,948 | 6,762 | 6,877 | 6,891 | 7,039 |
| 上記以外の不定期利用  （私的利用の一時預かり） | 回/年 | 3,495 | 3,484 | 3,500 | 3,504 | 3,546 |

* **提供体制、確保策の考え方**

現在、実施している預かり保育の制度において、図表６１計画期間内の量の見込みへの対応ができることから引き続き現状の実施箇所数を維持していきます。

＜提供体制の確保内容＞

図表 62　計画期間内の目標事業量

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 幼稚園の預かり保育 | 回/年 | 6,948 | 6,762 | 6,877 | 6,891 | 7,039 |
| 箇所数 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 上記以外の不定期利用  （私的利用の一時預かり） | 回/年 | 3,495 | 3,484 | 3,500 | 3,504 | 3,546 |
| 箇所数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

### （６）病児・病後児保育

＜事業内容＞

病児保育とは、保育園等に通っている子どもが病気にかかり、集団保育が困難となった場合、医療機関との連携が整った場所で子どもを預かる事業です。本市では、本事業は実施していません。病後児保育は、病気の回復期であるが通園が困難であり、親の就労等により家庭での保育が困難な子どもを預かる事業です。本市では、いきいき広場で実施しています。

＜利用状況＞

図表 63　病児・病後児保育の利用状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 病児・病後児保育（病児） | 回/年 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |
| 箇所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| （病後児） | 回/年 | 5 | 3 | 6 | 1 | 2 |
| 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

令和元年度実績は見込値

＜量の見込み＞

図表 64　計画期間内の量の見込み

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 病児・病後児保育 | 回/年 | 238 | 237 | 238 | 238 | 241 |

* **提供体制、確保策の考え方**

病後児保育は実績として利用者数は少ないですが、病気回復期の保育困難時の受け皿として今後も引き続き実施していきます。病児保育は病気の児童への対応ということで医療機関との連携が必須であり、その環境整備へのハードルは高いものです。当面は市外の利用可能施設への案内もしながら、本市内での実施方法について検討を進めていきます。

＜提供体制の確保内容＞

図表 65　計画期間内の目標事業量

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 病児・病後児保育（病児） | 回/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 箇所数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| （病後児） | 回/年 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 箇所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

### （７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

＜事業内容＞

子育て援助活動支援事業は、ファミリー・サポート・センターとも呼ばれ、乳幼児や小学生等の子どもをもつ保護者を会員として、子どもの預かり等を希望する依頼会員と、援助・支援をする協力会員が、それぞれで相互援助活動を行う事業です。

＜利用状況＞

図表 66　高浜市社会福祉協議会ふれあいサービス（子育て支援サービス）の利用状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 平成  27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和  元年度 |
| 子育て支援サービス | 回/週 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 |

令和元年度実績は見込値

＜量の見込み＞

図表 67　計画期間内の量の見込み

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| ファミリー・サポート・センター | 回/週 | 33 | 32 | 31 | 31 | 31 |

* **提供体制、確保策の考え方**

本市においてファミリー・サポート・センター事業は実施していませんが、類似事業として社会福祉法人高浜市社会福祉協議会が実施するふれあいサービスがあります。これは、ファミリー・サポート・センター事業と同様にサービスを希望する利用会員とサービスを提供する協力会員による相互扶助の活動であり、ベビーシッターや子どもの送迎を行っています。子育て支援の事業として周知に努めていきます。

＜提供体制の確保内容＞

図表 68　計画期間内の目標事業量

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| ファミリー・サポート・センター | 回/週 | 33 | 32 | 31 | 31 | 31 |
| 箇所数 | （１） | （１） | （１） | （１） | （１） |

### （８）利用者支援

＜事業内容＞

子どもや保護者、妊娠中の方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするため、身近な場所で情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を支援する事業です。利用者支援は、「子ども・子育て支援法」で位置づけられた事業です。

＜量の見込み＞

図表 69　計画期間内の量の見込み

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 利用者支援 | 人 | 2,842 | 2,833 | 2,846 | 2,849 | 2,882 |

令和元年度実績は見込値

* **提供体制、確保策の考え方**

本市においては、幼稚園、保育園、認定こども園、家庭的保育等の地域型保育事業、地域子育て支援拠点施設、児童クラブ等の子育て支援に係る各種施設、事業を一括してこども育成グループにて所管しており、当グループ窓口において情報提供や相談・助言をするとともに母子保健事業、こども発達センターを所管する健康推進グループ等との内部連携や関係機関との連絡調整を実施しています。今後もその体制を維持していきます。

また、情報提供において平成22年度より子育て支援ネットワークという子育て情報を一元化したポータルサイトを配信しています。子育て中の保護者にとって知りたい情報が提供できるよう、ニーズを的確に捉えた情報発信に努めます。

＜提供体制の確保内容＞

図表 70　計画期間内の目標事業量

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 利用者支援 | 人 | 2,842 | 2,833 | 2,846 | 2,849 | 2,882 |
| 箇所数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

### （９）妊産婦に対する健康診査

＜事業内容＞

妊婦及び産婦が、医療機関等で健康診断を受診することを奨励する事業です。妊娠中に最大１４回の妊婦健診と子宮頸がん検診及び歯科健診、出産後（８週以内）に最大２回の産婦健診の助成を行っています。

＜量の見込み＞

図表 71　計画期間内の量の見込み

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 妊婦に対する健康診査 | 人 | 457 | 456 | 456 | 457 | 458 |
| 産婦に対する健康診査 | 人 | 457 | 456 | 456 | 457 | 458 |

* **提供体制、確保策の考え方**

妊婦及び産婦の健康の保持・増進及び異常の早期発見・早期治療を図るため、引き続き妊婦・産婦に対して受診勧奨、費用助成を行っていきます。

＜提供体制の確保内容＞

図表 72　計画期間内の目標事業量

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 妊婦に対する健康診査 | 人 | 457 | 456 | 456 | 457 | 458 |
| 産婦に対する健康診査 | 人 | 457 | 456 | 456 | 457 | 458 |

### （10）乳児家庭全戸訪問事業

＜事業内容＞

生後４か月未満の赤ちゃんのいるすべての家庭を対象に、保健師等が訪問し、赤ちゃんの計測や育児相談、保健指導、受診勧奨を行っています。

＜量の見込み＞

図表 73　計画期間内の量の見込み

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 人 | 454 | 453 | 453 | 454 | 455 |

* **提供体制、確保策の考え方**

引き続き、すべての家庭に対して訪問を実施するよう努めていきます。

＜提供体制の確保内容＞

図表 74　計画期間内の目標事業量

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 人 | 454 | 453 | 453 | 454 | 455 |

### （11）養育支援訪問事業

＜事業内容＞

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師等が訪問し、養育に関する指導や助言を行う事業です。

＜量の見込み＞

図表 75　計画期間内の量の見込み

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 養育支援訪問事業 | 人 | 564 | 563 | 563 | 564 | 566 |

* **提供体制、確保策の考え方**

引き続き、支援が必要な全ての家庭に対して、きめ細かな対応を実施していきます。

＜提供体制の確保内容＞

図表 76　計画期間内の目標事業量

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 養育支援訪問事業 | 人 | 564 | 563 | 563 | 564 | 566 |

### （12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

＜事業内容＞

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費（副食材料費）の取り扱いが変更され、新制度に移行していない幼稚園等の在園児の低所得世帯に対して負担軽減となるよう、保護者が支払うべき給食費（副食材料費）に係る実費徴収額に対する補助として市が補足給付費の支給を行う事業です。

＜量の見込み＞

図表 77　計画期間内の量の見込み

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 実費徴収に係る補足給付事業 | 人 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |

* **提供体制、確保策の考え方**

国の示す基準に従い、新制度に移行していない幼稚園等の在園児の低所得世帯に対して負担軽減となるよう、保護者が支払うべき給食費（副食材料費）に係る実費徴収額に対する補助として市が補足給付費の支給を実施していきます。

＜提供体制の確保内容＞

図表 78　計画期間内の目標事業量

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （単位） | 令和  ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 |
| 実費徴収に係る補足給付事業 | 人 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |

## ５　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を対象とした子育てのための施設等利用給付が創設され、無償化の対象とされました。

近年の社会構造の変化に伴う共働き世帯の割合が高まる中で保育を必要とする方が増え、これまでの教育・保育体制だけではなく、施設等利用給付の対象となる子ども・子育て支援施設等を含めた子育て支援サービスを提供することにより、保育ニーズに対応します。また、サービスの利用にあたっては無償化をはじめとした事業を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

新たに始まった施設等利用給付については、これまでの子どものための教育・保育給付と同じく、円滑に給付事務を実施するため、保護者の経済的負担の軽減や利便性を考慮しつつも、適正に施設の確認、給付認定、給付決定を行っていきます。

また、施設の確認、公示、指導監査等については都道府県と情報共有、連携し円滑な施設等利用給付の実施に努めていきます。

## ６　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進について

本市には令和元年度において公立幼稚園３園、公立保育園１園、民間保育園が７園、民間認定こども園が 2園あります。公立幼稚園については短時間就労に対応できるように長期休暇時にも預かり保育（8:30～16:30：１園では7:30～18:00）を実施していますが、平成31年４月1日現在で定員500名に対し、利用児童は361名で72％の利用率となっています。一方で保育所（認定こども園含む）の3歳以上児は772名に対し、739名と96％と高い利用率となっています。今後、社会状況や人口動向により保育園利用者が更に増加した場合、現在待機児童が発生していない3歳以上児において待機児童が発生する恐れがあります。そのため、3歳以上児で待機児童を発生させない方策が必要となりますので、その方策として定員に空きがある公立幼稚園を活用して長時間の預かりが可能となる保育園機能を持つ認定こども園化を進めていく必要があります。また、当然ながら、3歳未満児で発生している待機児童に対する対応も必要となります。以上のことから令和２年４月当初開設予定で公立の高浜幼稚園のこども園化及び民営化を進めています。その状況を踏まえ、今後の幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進について検討していきます。

なお、学校教育・保育の一体的提供及び推進にあたっては、施設だけでなく、質の向上も重要となってきます。本市においてはこれまで「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」だけでなく、幼保一元化のもと、「高浜市幼稚園・保育園カリキュラム」を策定し、公立幼稚園、保育園及び私立保育園において共通認識のもと園運営をしてきており、研修等も公立、私立合同で実施をしています。今後も質の向上のため継続して研修等の機会を創出していきます。また、児童の健全な成長においては認定こども園、幼稚園、保育園それぞれに通園する児童を小学校での良好な学校生活へとつなげていくことが非常に重要です。第６次高浜市総合計画及び高浜市教育基本構想で示されるように幼・保・小・中の12年間の学びや育ちを切れ目なくつないでいくために園児が小学校に行く機会や学校の教諭と保育士・幼稚園教諭の協議の場等を実施し、各園・各学校の連携に努めます。

## ７　妊娠期からの切れ目のない支援体制の確立

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、地域で妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきています。出産や子育てについての保護者の不安や負担が増えてきており、より身近な場所で妊産婦を支える仕組みが必要になってきています。とりわけ産前産後の育児不安や産後うつなどで悩んだ方が総合的に相談できる体制やサポートが必要です。

■マイ保健師制度

＜事業内容＞

妊娠期から出産・子育てを継続して支える相談支援を実施しています。小学校区毎に担当保健師を決め、保健師が妊婦から高齢者までのフォローを行います。とりわけ産前産後の分野では保健師が母子健康手帳の交付の時から、乳幼児健診、保健指導、予防接種などのほか、子育てに関する相談など継続した切れ目のない支援を行っています。

■１歳バースデー訪問

＜事業内容＞

生後4か月までに各家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）は全国的に実施されていますが、課題の早期発見では、家庭訪問が最も効果的なアプローチとなります。最近ではＢ型肝炎ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ＢＣＧなど１歳までに接種するワクチンが多くあります。予防接種の接種状況や健診の受診状況を１歳経過時に家庭訪問により確認させていただき、点での確認である乳児家庭全戸訪問から線としてつなげ、必要に応じてマイ保健師が相談支援、情報提供やサービス利用につなげていきます。

以上の事業をとおして、妊産婦や乳児期の保護者への相談支援体制の強化を図っていきます。

マイ保健師が家庭で育児を行う方の支援者となり、きめの細かい包括的な支援により、産前産後の下支えをし、次の妊娠を望んだり妊娠の喜びや楽しみを抱くことができるよう環境整備を進めていきます。

## ８　産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産休・育休後に円滑に教育・保育サービスを利用するためには、利用者自身が教育・保育サービスについて一定の理解があり、待機児童が発生していない状況が必要となります。本市においては、保育ニーズの高い３歳未満児において受け入れ枠の充実を図るとともに、広報やホームページ、窓口等様々な機会を活用して子育て支援サービスに係る情報の提供と周知を徹底していきます。

## ９　子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援

本市では令和元年度末時点で家庭的保育5か所と小規模保育１か所の地域型保育事業を実施しています。その運営については保育士資格者だけでなく、市長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者や子育て支援員が従事することから専門的な知識や技術について学ぶ機会を定期的に設けることが重要となります。現在、家庭的保育従事者等には研修の機会を毎年度設け、質の維持向上に努めているところであり、今後もそのような機会を積極的に設けていきます。

特別な支援を必要とする子どもについては各幼稚園・保育園や小中学校、みどり学園、こども発達センター等の関係機関の連携を密にして専門的な見地から幼・保・小・中とつながりのある子どもの成長に合わせた支援を今後も継続的に実施します。

生活困窮家庭については貧困の連鎖を生じさせないように早期の対応が求められることから、各機関が連携を図ることが重要です。幼稚園や保育園等の児童と保護者の両者と接する機会が多い施設では家庭状況を把握しやすいことから、日々の状況を踏まえ、必要に応じて関係機関につないでいきます。これは虐待についても同様であり、早期発見、早期対応に努めます。

## １０　職業生活と家庭生活との両立を図るための雇用環境整備

労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、育児休業や労働法規等の周知を促進するとともに、パパママ教室などの実施により父親の育児参加を促し、夫婦が共同で子育ての喜びを感じることができるよう支援していきます。

# **第４章　資料**

## １　高浜市子ども・子育て会議条例

平成25年10月15日

条例第29号

(趣旨)

第1条　この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項及び第3項の規定に基づき、高浜市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条　法第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て会議を置く。

(所掌事務)

第3条　子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第4条　子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1)　保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)

(2)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3)　学識経験を有する者

(4)　その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条　子ども・子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。

2　子ども・子育て会議においては、会長が議長となる。

3　子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4　子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　子ども・子育て会議は、その権限に属する事項を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条　子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども育成グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

(施行期日等)

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　第5条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3　高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年高浜町条例第2号）の一部を次のように改正する。

　　　　　[次のよう]略

第２期高浜市子ども・子育て支援事業計画

発行年月　：令和２年3月

編集・発行：高浜市役所　こども未来部　こども育成グループ

〒444-1398

　　　　　　　　　愛知県高浜市青木町四丁目１番地２

　　　　　　　　　電　話：0566-52-1111（代表）

　　　　　　　　　ＦＡＸ：0566-52-1110

あま市障がい福祉計画【概要版】

平成27年３月　あま市 福祉部　社会福祉課

〒490－1198　愛知県あま市甚目寺二伴田76番地

TEL （052）444-1001（代）　444－3135（ダイヤルイン）

あま市障がい福祉計画【概要版】

平成27年３月　あま市 福祉部　社会福祉課

〒490－1198　愛知県あま市甚目寺二伴田76番地

TEL （052）444-1001（代）　444－3135（ダイヤルイン）